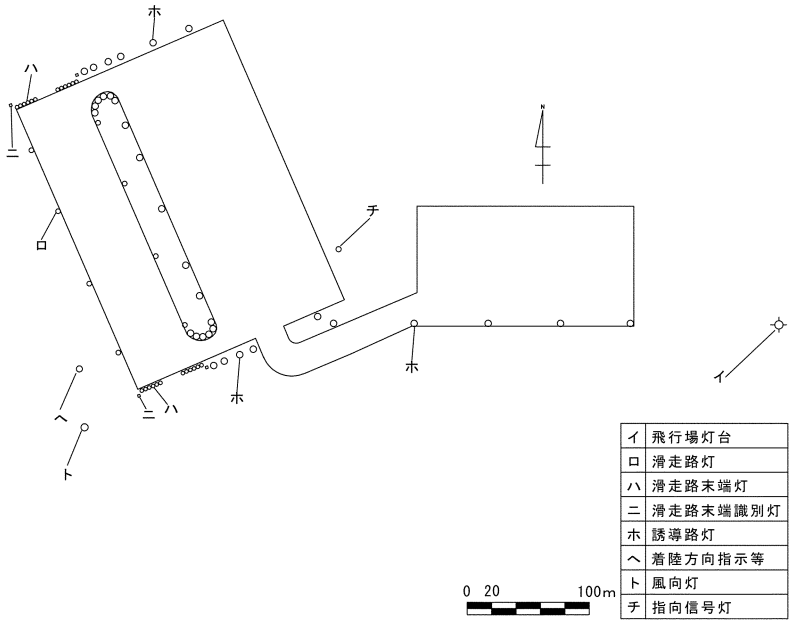
小松島飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	滑走路灯
ハ	滑走路末端灯
ニ	滑走路末端識別灯
ホ	誘導路灯
ヘ	着陸方向指示等
ト	風向灯
チ	指向信号灯

○防衛省告示第六十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、千歳飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十六年防衛庁告示第百五十八号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第二項中「単車輪　六十一トン　複車輪　八十七トン　複々車輪　二百二トン」を「単車輪　六十二トン　複車輪　百十六トン　複々車輪　三百六十二トン」に改める。

(二)　第四項第四号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

○防衛省告示第六十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、松島飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百四十七号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項の表飛行場灯台の項中「二十閃光（三秒毎に航空白、緑」を「二十八閃光（二・一秒毎に航空白、航空緑」に、「十五万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「二万二千五百カンデラ」を「三千カンデラ」に改める。

○防衛省告示第六十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、入間飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十八年防衛庁告示第二百四十号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項第三号中「約十三万一千三百平方メートル」を「約十八万五千三百平方メートル」に改める。

二　昭和三十八年防衛庁告示第二百四十一号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項の表飛行場灯台の項中「せん交光、毎十秒間に二せん（五秒ごとに航空白緑各一せん」を「閃交光、六十秒毎に二十閃光（三秒毎に航空白、航空緑各一閃光」に、「十五万カンデラ」を「十万四千カンデラ」に、「二万二千五百カンデラ」を「一万五千カンデラ」に改め、同項の次に次のように加える。

滑走路距離灯	白熱電灯、航空白、不動光	滑走路の両外側で各灯火の間隔は、約三百メートル

(二)　第四項の表滑走路末端識別灯の項中「せん光毎秒二せん」を「閃光毎秒二閃光」に改め、同表進入灯（南側）の項及び進入灯（北側）の項中「せん光、毎秒二せん光」を「閃光、毎秒二閃光」に改める。

(三)　第一図を次のように改める。